

## ○都留市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 18 年 12 月 28 日告示第 115 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日告示第 38 号 平成 22 年 3 月 31 日告示第 27 号  
平成 25 年 3 月 30 日告示第 35 号 平成 28 年 3 月 31 日告示第 52 号  
平成 31 年 3 月 29 日告示第 47 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 2 号の規定に基づき都留市が実施する障害者等日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「用具」とは、別表に掲げるものをいう。

2 この要綱において「障害者等」とは、市内に住所を有する法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児をいう。

### (対象者)

第 3 条 用具の給付の対象者は、原則として在宅の障害者等であって、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象者・条件等欄に掲げる要件を満たす者とする。  
ただし、蓄便袋、蓄尿袋及び紙おむつ等については、施設入所者、病院入院患者等についても対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付等の対象者としなない。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定によりこの要綱に定める用具と同等の性能、仕様等を有する福祉用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者

(2) 法第 76 条第 1 項ただし書で定める者

### (申請)

第 4 条 用具の給付を申請しようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、現に給付を必要とする限度で申請するものとし、既に申請者が購入、譲渡等により入手した用具は、給付の対象外とする。

- 2 情報・通信支援用具の申請は、対象者 1 人につき 1 回に限るものとし、居宅生活動作補助用具の給付の申請については、1 の年度において 1 世帯につき原則 1 回とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等については、申請日の属する月以後 6 月分を上限として一括して申請することができる。ただし、申請日の属する年度を超える月分については、当該年度において申請することができないものとする。
- 4 申請者は、前 3 項の規定により申請する場合は、日常生活用具給付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に、市長と用具の納入について予め委託契約を締結している用具納入業者(以下「業者」という。)が発行した見積書を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、居宅生活動作補助用具の給付を申請する場合は、申請書及び見積書に加えて住宅改修の概要がわかる図面を提出しなければならない。
- 5 難病患者で用具の申請を行うものについては、在宅療養が可能な程度に安定し、用具が必要である旨の診断書(様式第 2 号)を添付するものとする。

(給付の決定)

- 第 5 条 福祉事務所長は、前条第 4 項の規定による申請があったときは、障害者等の生活状況及び過去の用具の給付状況等を勘案の上、住宅改修費以外の申請に対しては日常生活用具給付調査書(様式第 3 号)を、住宅改修費の申請に対しては住宅改修費給付調査書(様式第 4 号)を作成するとともに、給付の可否について決定しなければならない。
- 2 前項の規定により給付を決定するときは、別表に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の基準額欄に掲げる額を超えて決定することはできない。
  - 3 福祉事務所長は、用具の給付を行うことを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書(様式第 5 号)若しくは住宅改修費給付決定通知書(様式第 6 号)及び日常生活用具給付券(様式第 7 号)若しくは住宅改修費給付券(様式第 8 号)(以下「給付券」という。)を申請者に交付するとともに、日常生活用具給付委託書(様式第 9 号。以下「委託書」という。)を業者に送付するものとする。

4 福祉事務所長は、用具の給付を行わないことを決定した場合には、日常生活用具給付却下決定通知書(様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。

5 既に給付を受けている用具については、当該給付の決定日から起算して別表に掲げる区分及び種目に応じ、同表の耐用年数欄に掲げる耐用年数を経過した場合に限り、給付を行うものとする。ただし、当該耐用年数を経過する前に当該用具が修理不能となり使用できなくなると認められる場合は、この限りでない。

(用具の納品)

第 6 条 業者は、委託書を受領したときは、当該申請者に対して速やかに用具を納品しなければならない。

(申請者の費用負担)

第 7 条 申請者は、用具の給付を受けたときは、別表に掲げる区分に応じ、同表の基準額欄に定める額の 100 分の 10 に相当する額(以下「利用者負担額」という。)を負担するものとする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 申請者は、業者から用具を納品されたときは、給付券に必要事項を記載の上、業者に提出するとともに、利用者負担額を当該業者に支払うものとする。

(利用者の月額負担上限額)

第 8 条 前条第 1 項の規定による利用者負担額は、当該月における合計額に月額上限負担額を設けるものとする。この場合において、月額上限負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 43 条の 3 に規定する補装具費に係る負担上限月額を基準とする。

(費用の請求)

第 9 条 業者は、福祉事務所長に対して用具の請求をする場合には、給付券に必要な事項を記載した上で、請求書にこれを添付しなければならない。

2 住宅改修費については、前項の規定に加え、住宅改修着工前後の写真を市長に提出しなければならない。

(用具引渡し後の改善)

第 10 条 用具の引渡し後、次に掲げる場合を除き、引渡し後 9 月以内に当該用具が破損し、又は不適合となったときは、業者の負担においてこれを改善するものとする。

- (1) 災害等又は本人の過失による破損
- (2) 生理的又は病理的变化により生じた不適合
- (3) 目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合  
(用具の管理)

第 11 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(給付台帳の整備)

第 12 条 福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第 11 号)を整備しておくものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

(都留市重度身心障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 都留市重度身心障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 15 年都留市告示第 22 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の都留市重度身心障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱に基づいて平成 18 年 9 月 30 日以前に給付決定を受けた用具と同一又は同等の性能を有する用具の再給付等に係る申請及び法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 20 条の規定に基づいて平成 18 年 9 月 30 日以前に給付決定を受けた補装具と同一又は同等の性能を有する用具の再給付等に係る申請は、当該給付決定の日から起算して別表に掲げる区分及び種目に応じ、同表の耐

用年数欄に掲げる年数を経過していない場合は、給付の対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、当該用具が修理不能となり、使用することができなくなった場合は、この限りでない。

- 4 平成 18 年 10 月 1 日から、この告示の施行の日までの申請については、第 3 条第 2 項第 2 号の規定は適用しない。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日告示第 38 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日告示第 27 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 30 日告示第 35 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 52 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 47 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係)

区分	種目	性能・仕様等	基準額	対象者・条件等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者及び常時介護を要する難病患者で原則として満 18 歳以上の者	8
	特殊マット	身体障害児・者、難	19,600 円	重度又は最重度の知的障	5

	<p>病患者用：褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの</p> <p>知的障害児・者用：失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの</p>		<p>害者、下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要するものに限る。)の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者で、それぞれ原則として3歳以上の者</p>	
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者)の身体障害者及び自力で排尿できない難病患者で原則として学齢児以上の者	5
入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で原則として3歳以上の者	5
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるに当たって容易に使用し得るもの	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者で原則として学齢児以上の者	5
移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び同程度の障害を有する難病患者で原則として3歳以上の者	4
訓練いす(児童のみ)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の身体障害児	5
訓練用ベッド(児童・難病患者のみ)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢8児以上の身体障害児及び	8

				下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者及び難病患者であって、入浴に介助を要する者で原則として3歳以上の者	8
	便器(手すりを含む。)	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円 (手すりを含める場合は5,400円追加)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び常時介護を要する難病患者で原則として3歳以上の者	8
	歩行補助杖(T字状又は棒状の一本杖)	障害児・者が容易かつ安全に使用し得るもの	3,860 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で原則として学齢児以上の者	3
		軽金属(塗装無し)	3,150 円 (夜光材付は430円追加、全面夜光材付は1,260円追加、白色又は黄色ラッカー塗装は273円追加)		
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に	60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者及び肢体が不自由な難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として3歳以上の者	8	

		当たり住宅改修を伴うものを除く。			
頭部保護帽		転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	12,160 円	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者と判定され、障害の程度が重度又は最重度である者であつて、てんかんの発生等により頻繁に転倒する者又は平衡、下肢若しくは体幹機能障害児・者	3
特殊便器		足踏ペダルにて温水温風を出し得るもので障害児・者及び介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	上肢障害 2 級以上の身体障害、重度又は最重度の知的障害及び上肢機能に障害のある難病患者で訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者でそれぞれ学齢児以上の者	8
火災警報器		室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	身体障害の等級が 2 級以上の者又は重度の知的障害の者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者(1 世帯に 2 台を限度とする。)	8
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	身体障害の等級が 2 級以上の者又は重度の知的障害の者若しくは難病患者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	8
電磁調理器		障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	18 歳以上の視覚障害 2 級以上の者で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者及び重度又は最重度の知的障害であつて 18 歳以上の者	6
歩行時間延長信		障害児・者が容易に	7,000 円	視覚障害 2 級以上で原則	10



	号機用小型送信機	使用し得るもの		として学齡児以上の者	
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400 円	聴覚障害 2 級以上で聴覚障害を有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で日常生活上必要と認められる原則として学齡児以上の者	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で原則として 3 歳以上の者	5
	ネブライザー(吸入器)	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の障害を有する身体障害者及び難病患者で、給付が必要である旨の医師の意見書等がある者で、原則として学齡児以上の者	5
	電気式たん吸引器	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の障害を有する障害者及び難病患者で、給付が必要である旨の医師の意見書等がある者で、原則として学齡児以上の者	5
	酸素ボンベ運搬車	障害児・者が容易に使用し得るもの	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10
	盲人用体温計(音声式)	障害児・者が容易に使用し得るもの	9,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齡児以上の者	5
	盲人用体重計	障害児・者が容易に使用し得るもの	18,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齡児以上の者	5
	盲人用血圧計	障害児・者が容易に使用し得るもの	15,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齡児以上の者	5
	動脈血中酸素飽	呼吸状態を継続的に	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要	5

	和度測定器 (パルスオキシメーター)	モニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの		な難病患者		
情報 意思 疎通 支援 用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	98,800 円	音声・言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者	5	
	情報・通信支援用具(パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等)	障害児・者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害児・者が容易に使用し得るもの	118,500 円	視覚又は上肢機能障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者。なお、同一対象者への給付は 1 回に限る。	—	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害児・者であって、必要と認められる者(児にあっては、原則として学齢児以上の者)	6	
	点字器 (点筆 含む。)	標準	32 マス 18 行、両面書	10,800 円	視覚障害児・者で点字器を必要とする者	7
		携帯用	32 マス 4 行、片面書	7,500 円		5
	点字タイプライター	障害児・者が容易に使用し得るもの	63,100 円	視覚障害 2 級以上で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	(録音再生機) 89,800 円 (再生専用機) 36,750 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	6	
	視覚障害者用活	文字情報と同一紙面	115,000 円	視覚障害 2 級以上で原則	6	

	字文書読上げ装置	上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの		として学齢児以上の者	
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	8
盲人用時計	触読式	障害児・者が容易に使用し得るもの	10,300 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	10
	音声式		13,300 円		
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	20,000 円	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの	88,900 円	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6
人工咽頭	笛式	呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化させるもの	5,000 円 気管カニューレ付きは 3,100 円追加	咽頭を摘出した者	4

	電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池、充電器を含む。)	70,000 円		5
	埋込型 用人工鼻 (HME カセット・ベ スプレー ト)	障害者が容易に使用し得るもの	23,100 円(1 月分)		
	点字図書	点字により作成された図書	点字図書 価格から 一般図書 の購入価 格相当額 を控除し た額	主に、情報の入手を点字 によっている視覚障害 児・者とし、年間6タイ トル又は24巻を限度と する。(ただし、辞書等 一括して購入しなければ ならないものを除く。)	—
排泄 管理 支援 用具	蓄便袋	皮膚保護材や袋を身 体に密着させるもの を含む。	8,600 円 (1 月分)	直腸機能障害	—
	蓄尿袋		11,300 円 (1 月分)	膀胱機能障害	—
	紙おむつ等	次の3点のいずれかに該当する者 1 紙おむつ 2 サラシ・ガーゼ・脱脂綿 3 洗腸用具	12,000 円 (1 月分)	3歳以上であって、次の 3点のいずれかに該当す るもの 1 直腸又は膀胱機能障 害児・者で、ストーマの 著しい変形若しくはスト ーマ周辺の著しい皮膚の びらんのためストーマ用 装具の使用が困難な者 2 直腸又は膀胱機能障 害児・者で、先天性疾患 (先天性鎖肛を除く。)に 起因する神経障害による 高度の排尿機能障害又は 高度の排便機能障害の ある者及び先天性鎖肛に 対する肛門形成術に起因 する排便機能障害のある 者 3 脳性麻痺等脳原性運	—

					動機能障害(概ね3歳未満の乳幼児期に発現した非進行性脳病変によってもたらされたものに限る。)により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難な者(「脳原性運動機能障害」の身体障害者手帳を所持する場合又は「肢体不自由」の身体障害者手帳を所持する者で脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障害であることが確認できる場合に限る。)	
収尿器	(男性用・普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	7,700円	高度の排尿機能障害	1	
	(男性用・簡易型)	ラテックス製又はゴム製のもの	5,700円			
	(女性用・普通型)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	8,500円			
	(女性用・簡易型、採尿袋20枚を1組とする。)	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	5,900円			
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障害児・者の住居における移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものとする。なお、給付対象の範囲は次のとおりとする。 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のため	200,000円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児又は身体障害者であって障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。なお、住宅改修費の	—	

		の床又は通路面の材 料の変更 4 引き戸等への扉 の取り替え 5 洋式便器等への 便器の取り替え 6 その他前各号の 住宅改修に付帯して 必要となる住宅改修		給付は1住宅につき原則 1回とする。
--	--	--	--	-----------------------

備考 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

2 実際に要する費用が基準額を下回る場合は、実際に要する費用を基準額とする。

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

診断書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

日常生活用具給付調査書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

住宅改修費給付調査書

[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)

日常生活用具給付決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 5 条関係)

住宅改修費給付決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 5 条関係)

日常生活用具給付券

[別紙参照]

様式第 8 号(第 5 条関係)

住宅改修費給付券

[別紙参照]

様式第 9 号(第 5 条関係)

日常生活用具給付委託通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 5 条関係)

日常生活用具給付却下決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 12 条関係)

日常生活用具給付台帳

[別紙参照]